

社債保証のご案内

中小企業のみなさまが発行する社債について保証することで、事業の発展をサポートします。

中小企業特定社債保証

「企業発達応援型」社債保証

寄贈型 SDGs 特定社債保証
「とちぎ地域貢献応援債」

経営者保証不要

信用保証協会と金融機関が共同保証人となる制度です。

保証料率割り引き

保証制度を活用することで、保証料率が最大20%割り引きとなります。

長期の安定した資金調達

保証期間は7年以内で、長期の安定した資金調達が可能です。



明日をひらく中小企業とともに

栃木県信用保証協会

中小企業特定社債保証の概要

次の適債基準を満たす方

【適債基準】

直前の決算において①を満たす会社で、②または③のいずれかを満たし、かつ④または⑤のいずれかを満たす。

要件	項目	基準 (1)	基準 (2)	基準 (3)
必須要件	①純資産額	5,000万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上
ストック要件 (1つ以上充足)	②自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上
	③純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
フロー要件 (1つ以上充足)	④使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上
	⑤インタレスト・カバレッジ・レーシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上

②自己資本比率 = (純資産額 ÷ 総資産額) × 100

③純資産倍率 = 純資産額 ÷ 資本金

④使用総資本事業利益率 = (営業利益 + 受取利息・配当金) ÷ 総資産額 × 100

⑤インタレスト・カバレッジ・レーシオ = (営業利益 + 受取利息・配当金) ÷ (支払利息 + 割引料)

保証限度額	4億5,000万円 (発行限度額 5億6,000万円)	保証割合	発行額の80% (部分保証)
対象資金	運転資金、設備資金	保証期間	2年以上7年以内
返済方法	満期一括償還、6か月毎の定時償還	保証人	不要
担保	原則として保証額2億円超の場合は必要	支払利息	発行体所定利率
保証料率	社債総額に対し、 0.45%~1.90%		

「企業発達応援型」社債保証の概要

「中小企業特定社債保証」の適債基準を満たし、次に掲げる(1)または(2)のいずれかの要件を満たす方

(1)次のいずれかの認定を受けている方【健康・働き方要件】

- ①日本健康会議「健康経営優良法人」認定
- ②厚生労働大臣「くるみん」「トライくるみん」「プラチナくるみん」認定
- ③厚生労働大臣「えるぼし」「プラチナえるぼし」認定
- ④厚生労働大臣「ユースエール」認定
- ⑤厚生労働省「安全衛生優良企業」認定
- ⑥栃木県知事「男女生き生き企業」認定
- ⑦栃木県知事「協会けんぽ・健保連「とちぎ健康経営事業所」認定
- ⑧厚生労働省「障害者雇用優良中小事業主」認定

(2)次のいずれかに該当する方【会計力要件】

- ①「中小企業の会計に関する指針」または「中小企業の会計に関する基本要領」に準拠している。
- ②「税理士法第33条の2第1項に規定する計算事項等を記載した書面」を作成している。

保証料率	社債総額に対し、 0.360%~1.520% (基準保証料率から 20%割引引き)	【両方該当】社債総額に対し、 0.382%~1.615% (基準保証料率から 15%割引引き) 【一部該当】社債総額に対し、 0.405%~1.710% (基準保証料率から 10%割引引き)
添付書類	所定の申込書類のほか、社債発行に伴う所定書式及び「『企業発達応援型』社債保証」利用申請書兼資格要件申告書を添付してお申込みください。	

※保証限度額や保証期間等の要件は「中小企業特定社債保証」と同じです。

寄贈型 SDG s 特定社債保証「とちぎ地域貢献応援債」の概要

ご利用いただける方	「中小企業特定社債保証」の適債基準を満たし、地域貢献のため 栃木県内の団体等に寄贈を行う方
保証料率	社債総額に対し、 0.382%~1.615% (基準保証料率から 15%割引引き)
添付書類	所定の申込書類のほか、社債発行に伴う所定書式及び「寄贈内容明細書」を添付してお申込みください。

※保証限度額や保証期間等の要件は「中小企業特定社債保証」と同じです。



栃木県信用保証協会
facebook
情報発信中!



本所
TEL.028-635-2121
〒320-8618 宇都宮市中央3丁目1番4号
栃木県産業会館

足利支所
TEL.0284-70-6339
〒326-0821 足利市南町4254番地1
ニューミヤコホテル足利本館

2022年7月発行